

練馬区国民健康保険条例の一部改正について(案)

1 改正の理由

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき統一保険料方式を採用している。

平成28年度の保険料について、平成28年1月15日の特別区長会において、平成28年度の特別区全体の保険者負担分医療費、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正

ア 保険料賦課限度額の改正

保険料負担の公平の確保および中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から保険料の賦課限度額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正

低所得者に対する保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得が経済動向等を踏まえて引き上げられることに伴い、均等割額の5割軽減および2割軽減の軽減判定所得基準を改める。

(3) 保険料の減免申請の期限の改正

平成27年3月31日付けで総務省自治税務局から東京都を通じて各区市町村に対し、「市（町・村）税条例（例）における減免申請期限の取扱いについて」が通知された。

これに基づき、平成27年第四回練馬区議会定例会において、練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号）第36条、第46条および第46条の2に規定する区民税および軽自動車税の減免申請の期限を「納期限前7日」から「納期限」に改正した。

これについては、練馬区国民健康保険条例（昭和34年11月25日練馬区条例第18号）第24条第2項に規定する保険料の減免申請において同様の規定があり、納付義務者の被保険者の利便に適うことから、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う保険料率等の改正

ア 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

(ア) 所得割 「100分の6.45」を「100分の6.86」に改める。また、賦課割合について「100分の58に相当する額」を「100分の59に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「33,900円」を「35,400円」に改める。また、賦課割合について「100分の42に相当する額」を「100分の41に相当する額」に改める。

イ 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

(ア) 所得割 「100分の1.98」を「100分の2.02」に改める。また、賦課割合について「100分の58に相当する額」を「100分の59に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 賦課割合について「100分の42に相当する額」を「100分の41に相当する額」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

所得割 「100分の1.48」を「100分の1.53」に改める。

エ 保険料の減額【第19条の2】

(ア) 第1号減額（7割減額）

基礎賦課額の均等割額から減額する額について「23,730円」を「24,780円」に改める。

(イ) 第2号減額（5割減額）

基礎賦課額の均等割額から減額する額について「16,950円」を「17,700円」に改める。

(ウ) 第3号減額（2割減額）

基礎賦課額の均等割額から減額する額について「6,780円」を「7,080円」に改める。

(2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 保険料賦課限度額の改正【第15条の8、第15条の16、第16条の5、第19条の2】

基礎賦課額に係る賦課限度額について「520,000円」を「540,000円」に改め、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額について「170,000円」を「190,000円」に改める。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正【第19条の2】

均等割額の5割軽減および2割軽減の対象者を拡大するため、均等割額の判定基

準をつぎのとおり改める。

(ア) 5割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 260,000円 × 被保険者数」を「330,000円 + 265,000円 × 被保険者数」に改める。

(イ) 2割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 470,000円 × 被保険者数」を「330,000円 + 480,000円 × 被保険者数」に改める。

(3) 保険料の減免申請の期限の改正【第24条第2項】

保険料に係る減免申請の期限について、「納期限前7日」を「納期限」に改める。

3 施行期日

平成28年4月1日。ただし、第24条第2項の改正規定は、公布の日。

4 その他

(1) 改正に伴う経過措置について、付則で定める。

(2) 「2 改正の内容 (2) 政令改正に伴う改正」については、政令公布後の改正となる（現時点では公布日は未定）。

5 保険料率改正内容一覧

保険料率一覧

| 項 目 | | 改定前 | 改定後 | 増減 |
|------|---------------|----------|----------|----------|
| 基礎分 | 賦課割合（所得割：均等割） | 58：42 | 59：41 | |
| | 所得割料率 | 6.45/100 | 6.86/100 | 0.41/100 |
| | 被保険者均等割額 | 33,900円 | 35,400円 | 1,500円 |
| | 賦課限度額 | 520,000円 | 540,000円 | 20,000円 |
| 支援金分 | 賦課割合（所得割：均等割） | 58：42 | 59：41 | |
| | 所得割料率 | 1.98/100 | 2.02/100 | 0.04/100 |
| | 被保険者均等割額 | 10,800円 | 10,800円 | 据え置き |
| | 賦課限度額 | 170,000円 | 190,000円 | 20,000円 |
| 計 | 賦課割合（所得割：均等割） | 58：42 | 59：41 | |
| | 所得割料率 | 8.43/100 | 8.88/100 | 0.45/100 |
| | 被保険者均等割額 | 44,700円 | 46,200円 | 1,500円 |
| | 賦課限度額 | 690,000円 | 730,000円 | 40,000円 |
| 介護分 | 賦課割合（所得割：均等割） | 50：50 | 50：50 | |
| | 所得割料率 | 1.48/100 | 1.53/100 | 0.05/100 |
| | 被保険者均等割額 | 14,700円 | 14,700円 | 据え置き |
| | 賦課限度額 | 160,000円 | 160,000円 | 据え置き |

条例減額の改定内容一覧

| 項 目 | 減額する額 | | | 減額した後の均等割額（ ）は改定前 | |
|------|-----------|---------|---------|-------------------|------------------|
| | 改定前 | 改定後 | 増減 | | |
| 基礎分 | 均等割額 7割減額 | 23,730円 | 24,780円 | 1,050円 | 10,620円（10,170円） |
| | 均等割額 5割減額 | 16,950円 | 17,700円 | 750円 | 17,700円（16,950円） |
| | 均等割額 2割減額 | 6,780円 | 7,080円 | 300円 | 28,320円（27,120円） |
| 支援金分 | 均等割額 7割減額 | 7,560円 | 7,560円 | 据え置き | 3,240円（3,240円） |
| | 均等割額 5割減額 | 5,400円 | 5,400円 | 据え置き | 5,400円（5,400円） |
| | 均等割額 2割減額 | 2,160円 | 2,160円 | 据え置き | 8,640円（8,640円） |
| 計 | 均等割額 7割減額 | 31,290円 | 32,340円 | 1,050円 | 13,860円（13,410円） |
| | 均等割額 5割減額 | 22,350円 | 23,100円 | 750円 | 23,100円（22,350円） |
| | 均等割額 2割減額 | 8,940円 | 9,240円 | 300円 | 36,960円（35,760円） |
| 介護分 | 均等割額 7割減額 | 10,290円 | 10,290円 | 据え置き | 4,410円（4,410円） |
| | 均等割額 5割減額 | 7,350円 | 7,350円 | 据え置き | 7,350円（7,350円） |
| | 均等割額 2割減額 | 2,940円 | 2,940円 | 据え置き | 11,760円（11,760円） |

- 6 平成28年度 1人当たり国民健康保険料(基礎分、支援金分合計)
111,189円(対前年度比 4,644円〔+4.36%〕)

- 7 保険料均等割軽減対象の拡大
別紙1のとおり

- 8 平成28年度国民健康保険料の試算(年額)
別紙2のとおり

- 9 新旧対照表
別紙3のとおり